

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合長

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第7号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「第16条第2号イ」を「第16条第2号」に改め、同条中「第16条第2号イ」を「第16条第2号」に改め、「であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者」を削る。

第13条の見出し中「請求手続等」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項中「及び取消の請求」を「の請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）」に改め、第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第17条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

様式第5号を次のように改める。

部分休業承認請求書

請求年月日 年 月 日				
申出対象期間 年度				
様				
請求者 所属				
職名				
氏名				
印				
次のとおり部分休業の承認を請求します。				
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日		年 月 日生	
2 申 出	申出月日	申出内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき連合長が定める時間(10日相当)を超えない範囲内	
	月 日			
3 変 更	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別な事情の有無 (有又は無を記入)
	月 日			
4 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他	午後 時 分～ 時 分	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他	午後 時 分～ 時 分	
5 備 考				所属長印

(注) (1) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件継続証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

ただし、当該子に係る2回目以降の請求又は申出内容の変更については、証明する書類を省略することができるものとする。

(2) 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(3) 該当する□には、印を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	職 名	
決 裁 欄			



## 附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条の見出しの改正規定及び同条中「第 1 6 条第 2 号イ」を「第 1 6 条第 2 号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。